|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **○○株式会社** | **承認者** | **検証者** | **作成者** |
| **区　分** | **前提条件ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ** |  | **○○○○** | **△△△△** |
| **作業名** | **製造担当者の衛生管理及び教育　１** |
| **作業内容** | **担当者・記録用紙の名称** |
| １．製造責任者は以下の各項目を定期的に製造担当者に教育すること。２．製造担当者の健康管理(1)製造担当者が下痢・嘔吐を起こしている場合は製造責任者に報告する。製造担当者は食品を汚染する可能性のある業務に従事しないこと。(2)製造担当者が手指等に創傷、ただれ、火傷及び化膿創を有する場合は、製造責任者に報告する。製造担当者は製造責任者の許可を得て、耐水性の指ｻｯｸ、定められた絆創膏又は手袋の着用等を行う。尚、これらのものが紛失、破損していることを発見した場合は直ちに製造責任者に報告すること。(3)製造担当者又はその同居者が国の定める伝染病に罹患した場合、又はその疑いがある場合は直ちに製造責任者に報告し、医療機関を受診や自宅待機などの指導に行うこと。３．製造担当者の手洗い製造担当者は始業前、便所使用後、鼻をかんだ後、汚染された材料を取り扱った後には、指定された（手洗い設備に掲示された）手準で手洗いを行うこと。４．作業着と衛生(1)清浄度に応じて清潔な専用作業着を着用し、専用の履物に履き替えること。また、必要に応じてマスクを着用すること。(2)帽子又はﾍｱｰﾈｯﾄですべての毛髪を覆うこと。(3)作業中、指輪、ﾈｯｸﾚｽ、腕時計、ﾍｱﾋﾟﾝ等の装飾品を身につけないこと。尚、宗教・民族・医学・文化的に避けられない場合は、終業時に脱落の有無を確認し、脱落を発見した場合は製造責任者に報告すること。 | ・担当者：製造責任者・担当者：製造担当者記録： 健康管理記録・担当者：製造担当者 |
| **制定年月日** | **改定年月日** | **改定理由** | **確認者** |
| **2018.02.○○** |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **○○株式会社** | **承認者** | **検証者** | **作成者** |
| **区　分** | **前提条件ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ** |  | **○○○○** | **△△△△** |
| **作業名** | **製造担当者の衛生管理及び教育　２** |
| **作業内容** | **担当者・記録用紙の名称** |
| (4)爪は短く切りそろえ、清潔に保ち、マニュキア、付け爪は行わない。また、付け睫毛はつけないこと。５．製造担当者の行動(1)製造区域では飲食（ﾁｭｰｲﾝｶﾞﾑを含む）、喫煙を行わないこと。(2)製造区域には不要物を持ち込まないこと。(3)指定された場所以外に喫煙用品、薬等の身の回り品を持ち込み保管しないこと。(4)筆記用具は耳の後ろ、帽子と額の間に挟まないこと。(5)製造室等には不必要な立入りをしないこと。(6)製造用装置・器具は個人ﾛｯｶｰに保管しないこと。(7)製造担当者は製造区域の清浄度に応じて指定された作業服を着用し、同作業服で当該区域以外での作業は行わないこと。６．食品安全の専門教育HACCPシステム構築の知識や内部監査の知識などを、外部教育機関などの協力を得て必要に応じて実施する。実施した結果は記録する。 | ・担当者：選抜された従業員　記録；研修修了証、復命書等 |
| **制定年月日** | **改定年月日** | **改定理由** | **確認者** |
| **2018.02.○○** |  |  |  |